



前医の医療事故と後医の届出義務

北海道医師会顧問弁護士 黒木 俊郎

黒木法律事務所 弁護士 加畑 裕一朗

Q

【本年4月の相談】

前医の甲病院でリハビリ中に転倒し、頭部を強打して意識不明となった高齢の患者Xが当院（乙病院）に搬送され、脳外科で入院治療中です。しかし、Xの意識は回復せず、今後、死亡する可能性があります。そのため、私は乙の院長として、Xが死亡した場合の事後処理に関し、ご相談致します。

質問1 近日中にXが死亡し、主治医が転倒事故による死亡と判断した場合、医師法第21条に基づく「異状死」の届出義務がありますか。

質問2 警察に届出る前に甲病院と相談する必要はないでしょうか。

質問3 Xが死亡した場合、医療に起因する予期せぬ死亡事故として、当院が医療事故調査・支援センターへの報告を行う必要はありますか。

【本年5月の相談】

先月ご相談したXは、その後、意識が戻り、自力で食事ができるまでに回復しましたが、その後、意外な原因で死亡しました。死因は、家族が持参したおやつをXに食べさせた際に、その一部が気管に入って発症した誤嚥性肺炎です。もちろん、当院では全力で肺炎の治療に努めましたが高齢のため死亡に至りました。主治医は、死亡診断書にも「誤嚥性肺炎による死亡」と書き、遺族も納得しています。

質問4 この場合、医師法第21条に基づく「異状死」の届出やセンターへの報告は不要と考えてよいですか。

A

【質問1に対する回答】

主治医が転倒事故による死亡と判断した場合には、病死ではなく、異状死に該当しますので、主治医には、医師法第21条に基づく警察への届出義務があります。届出の期限は、「異状があると認められた時から24時間以内」なので、すみやかに行う必要があります、所轄署に電話をして届出ることが一般的です。

【質問2に対する回答】

届出の前に甲病院と相談する義務はありません。しかし、届出を受けた警察署から担当官が甲病院に調査に向くことは必定であり、いきなり警察官の来訪を受けた甲病院が動揺することが予想されます。従って、あらかじめ甲病院に対し、主治医が転倒事故による死亡と判断した場合には、医師法に基づいて警察に届出の方針であることを通知しておくことをお勧めします。

【質問3に対する回答】

センターへの報告義務を負うのは、医療事故の原因であるリハビリを行った甲病院であり、患者が死亡した貴院ではありません。しかし、貴院からXの死亡とその状況を甲病院に知らせ、医療事故に該当するかどうか協議したうえで、死亡原因となった医療を提供した甲病院から、センターに報告する必要があります（参考資料 厚労省「医療事故調査制度に関するQ&A」のQ3参照）。

【質問4に対する回答】

死因が誤嚥性肺炎であれば、異状死には該当しません。また、「医療に起因する予期せぬ死亡」にも該当しないので、前医・後医ともに、センターへの報告義務はありません。



院長：4月の相談の時点では、私は、近いうちにXが死亡し、主治医が転倒事故による死亡と判断して異状死の届出をしなければならない事態になり、前医との関係が悪化することを心配していました。

弁護士：そうですね。前医の医療事故で後医が異状死の届出を行うと、前医が警察の取り調べを受けたり、患者の遺族から訴えられたりしますので、後医が恨まれることがあります。そのため、後医としては、前医に無断で届出のではなく、事前に情報提供をし、前医が対策を考える時間的余裕を与えることが大切です。

院長：その場合、前医が「警察に届出のだけはやめてくれ」と頼んできた場合は、どうすればいいですか。

弁護士：異状死届出の義務は後医の主治医にあり、これを怠ると主治医が刑罰を受けることがあるので、後医としては前医の頼みを断るほかありません。その代わり、遺族や警察への説明や事後処理において、法令の許す範囲で協力してあげる余地はあります。

院長：5月の相談の時点では、患者が誤嚥性肺炎によって死亡するという予想外の出来事があり、異状死の届出が不要となりました。

弁護士：誤嚥性肺炎による死亡と診断されたことにより、前医の医療事故と患者の死亡との法的な因果関係が遮断されました。

院長：それで、医療事故調査制度の「医療に起因する予期せぬ死亡」にも該当しなくなったわけですね。

弁護士：そうです。その結果、センターへの届出や医療事故調査委員会の調査も不要となりました。

院長：その場合、前医の医療事故による損害賠償義務もなくなるのでしょうか。

弁護士：いいえ。Xが甲病院でのリハビリ中に転倒し、頭部を強打して意識不明となった事実が消えるわけではないので、遺族は甲の過失によるXの損害賠償請求権を相続したと主張して甲に損害賠償を請求できます。しかし、死亡との因果関係がないので、甲病院が支払う損害賠償の金額は、乙病院における治療費とXの慰謝料など数百万円程度に留まると推定されます。

医師：遺族が前医を訴えた場合、当院が巻き添えになる心配はないですか。

弁護士：遺族の弁護士や裁判所から、カルテの提出

や誤嚥性肺炎による死亡と診断した根拠の説明を求められることは、あるかもしれませんが、後医が被告とされる恐れはないと思います。

参照条文

医師法第21条

医師は、死体又は妊娠四月以上の死産児を検案して異状があると認めるときは、二十四時間以内に所轄警察署に届け出なければならない。

参考資料

厚労省「医療事故調査制度に関するQ&A」(Q 3を抜粋)

Q 3. 複数の医療機関にまたがって医療を提供した結果の死亡であった場合、どの医療機関の管理者が報告するのでしょうか？

A 3. 医療法上、本制度の対象となる医療事故は、「当該病院等に勤務する医療従事者が提供した医療に起因し、又は起因すると疑われる死亡又は死産であつて、当該管理者が当該死亡又は死産を予期しなかつたもの」とされており、患者が死亡した場所は要件となっております。

複数の医療機関にまたがって医療を提供していた患者が死亡した時は、まず当該患者の死亡が発生した医療機関から、搬送元となった医療機関に対して、当該患者の死亡の事実とその状況について情報提供し、医療事故に該当するかどうかについて、両者で連携して判断していただいた上で、原則として当該死亡の要因となった医療を提供した医療機関から報告していただくこととなります。

— 今月のメッセージ —

複数の病院で治療した患者が死亡した場合の事故処理においては、前医と後医の間で診療情報の共有が大切である。